

介護サービス

介護サービスは、できる限り自分らしく自立した生活を送ることを目的としたサービスです。自宅で受けられるサービスと、施設で受けられるサービスがあります。

居宅サービス

要介護度ごとに利用できる限度額が決められており、限度額の範囲内でサービスを利用した場合は、1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）が自己負担となります。限度額を超えた場合は全額自己負担となります。

（各サービスの自己負担のめやすは一例です。詳細は、各事業所やケアマネジャーにお問い合わせください。）

要介護度	1か月あたりの利用限度額	利用者負担額（1割の場合）
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円

自宅で受けられるサービス

◆訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが訪問し、入浴、排泄の世話などの身体介護や洗濯、掃除、調理などの生活援助を行います。

自己負担（1割の場合）のめやす

身体介護中心	20分未満	163円
	20分以上30分未満	244円
	30分～1時間未満	387円
	1時間以上	567円（30分ごとに82円）
生活援助中心	20分～45分未満	179円
	45分以上	220円

生活援助は、利用者がひとり暮らしまたは同居家族等が障害・病気および同様のやむをえない事情のため、家事を行うのが困難な場合に利用できます。

◆訪問入浴介護

入浴車で訪問し、入浴の介助を行います。

自己負担（1割の場合）のめやす

1	回	1,266円
---	---	--------

◆訪問リハビリテーション

専門家が訪問し、リハビリを行います。

自己負担（1割の場合）のめやす

1	回	308円
---	---	------

◆居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが、療養上の管理や指導などを行います。

自己負担（1割の場合）のめやす

医師の場合（月2回まで）		
単一建物居住者1人に対して行う場合	1回	515円
単一建物居住者2～9人に対して行う場合	1回	487円
上記以外の場合	1回	446円

◆訪問看護

看護師などが訪問し、療養上の世話や診療補助を行います。

自己負担(1割の場合)のめやす(1回)

訪問看護ステーションから 訪問する場合	20分未満	314円
	30分未満	471円
	30分～1時間未満	823円
	1時間以上1時間30分未満	1,128円

日帰りで施設に通って受けられるサービス

◆通所介護(デイサービス)

食事や入浴、生活機能の維持向上のためのサービスなどが受けられます。

※共通のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練
(個別機能訓練)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や飲み込み訓練
指導など(口腔機能向上)

などのメニューを必要に応じて利用できます。

自己負担(1割の場合)のめやす(1日)

通常規模の施設 6時間以上7時間未満の場合

要介護1	584円
要介護2	689円
要介護3	796円
要介護4	901円
要介護5	1,008円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に食費等の実費もかかります。

◆通所リハビリテーション(デイケア)

機能訓練などが受けられます。

※共通のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や飲み込み訓練
指導など(口腔機能向上)

などのメニューを必要に応じて利用できます。

自己負担(1割の場合)のめやす(1日)

通常規模の施設 6時間以上7時間未満の場合

要介護1	715円
要介護2	850円
要介護3	981円
要介護4	1,137円
要介護5	1,290円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に食費等の実費もかかります。



短期間施設に泊まって受けられるサービス

◆短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事や入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

併設型施設の場合

要介護度	従来型個室・多床室	ユニット型個室等
要介護1	603円	704円
要介護2	672円	772円
要介護3	745円	847円
要介護4	815円	918円
要介護5	884円	987円

◆短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、看護や介護、機能訓練などの医療が受けられます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

介護老人保健施設の場合

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室等
要介護1	753円	830円	836円
要介護2	801円	880円	883円
要介護3	864円	944円	948円
要介護4	918円	997円	1,003円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に滞在費、食費等の実費もかかります。

施設に入って利用するサービス

◆特定施設入居者生活介護

住宅型有料老人ホームなどで、食事や入浴などの介護や療養上の世話、機能訓練などが受けられます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に、入居一時金、食費等の実費もかかります。

在宅介護の環境を整えるサービス

◆福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

自分でできることを増やすため、介護者の負担軽減を図るための福祉用具を借りることができます。

○ → 利用できる

▲ → 原則、利用できない。

ただし、一部利用できる場合がありますので、ケアマネジャーにご相談ください

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
・手すり（工事を伴わないもの） ・歩行器 ・スロープ（工事を伴わないもの） ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト（つり具の部分を除く）	▲	○	○
・自動排泄処理装置	▲ (尿のみを吸引するものは利用できる)		○

※月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。（用具の種類や事業者によって料金は異なります）

◆福祉用具購入費の支給（介護予防福祉用具購入費の支給）

申請により購入にかかった費用（年度内に10万円が限度）の7～9割が支給されます。

- ・腰掛便座（ポータブルトイレ、便座の底上げ部材等）
- ・特殊尿器（自動排泄処理装置の交換可能部品）
- ・排泄予測支援機器 ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具部分
- ・歩行器 ・歩行補助つえ
- ・スロープ（工事を伴わないもの）

申請に必要なもの

- ① 福祉用具購入費支給申請書
- ② 領収書（宛名は被保険者のもの）
- ③ 請求書
- ④ 購入した用具の概要を記載してあるパンフレット等の書面

※指定を受けていない事業所から購入した場合は、支給の対象となりませんのでご注意ください。

◆居宅介護住宅改修費の支給（介護予防住宅改修費の支給）

生活環境を整えるため、次の住宅改修にかかった費用が支給されます。

支給額は、改修費（同一住宅につき20万円が限度）の7～9割となります。

- ・手すりの取付け
- ・段差の解消
- ・滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・洋式便器等への便器の取替え
- ・その他これらの改修に付帯して必要な住宅改修

事前申請に必要なもの

- ① 申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書
- ③ 見積書（工事費内訳書）
- ④ 改修前後の平面図
- ⑤ 改修前の写真（日付の入ったもの）
- ⑥ 賃貸住宅の場合は賃貸人の承諾書

事後申請に必要なもの

- ① 完了届 ② 請求書
- ③ 領収書（宛名は被保険者のもの）
- ④ 工事費内訳書
- ⑤ 改修後の写真（日付の入ったもの）

※事前と事後に申請が必要です。助成の対象となる工事かどうか必ず事前にご相談ください。市作業療法士、住宅改修業者等が事前に改修箇所の確認をします。

施設サービス

施設サービスは、介護保険施設に入所（入院）し、それぞれの機能に応じて必要なサービスを受けることができます。入所の申し込みは直接施設に行います。

要支援の人は利用できません。

自己負担の費用は、施設サービス費の1割（**一定以上の所得がある人は2割または3割**）、居住費、食費、日常生活費の合計です。（居住費、食費については減額制度があります。詳しくは37ページをご覧ください）

◆介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

対象となるのは、常に介護が必要で、在宅での生活が困難な人です。原則として、要介護3以上の人が入所できます。入浴、排泄の介護などの日常生活上の世話や、機能訓練、健康管理などが受けられます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

要介護度	従来型個室・多床室	ユニット型個室等
要介護3	732円	815円
要介護4	802円	886円
要介護5	871円	955円

◆介護老人保健施設

対象となるのは、病状が安定しており、リハビリや看護、介護を必要とする人です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリなどが受けられます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室等
要介護1	717円	793円	802円
要介護2	763円	843円	848円
要介護3	828円	908円	913円
要介護4	883円	961円	968円
要介護5	932円	1,012円	1,018円

◆介護医療院

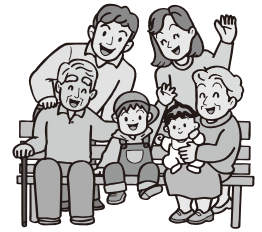
対象となるのは、病状が安定している長期療養患者で、医学的管理が必要な人です。介護体制が整った医療施設に入院し、療養上の管理や看護、介護などが受けられます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

要介護度	介護医療院	
	従来型個室	多床室
要介護1	721円	833円
要介護2	832円	943円
要介護3	1,070円	1,182円
要介護4	1,172円	1,283円
要介護5	1,263円	1,375円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

地域密着型サービス



地域密着型サービスは、介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするために提供されるものです。利用者は原則として野々市市の住民に限定されます。

◆(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) (事業所一覧はP14)

対象となるのは、急性期を除く認知症の人です。共同生活できる住居で、家庭的な環境の下、入浴や排せつ、食事などの日常生活上の支援と機能訓練が受けられます。

自己負担 (1割の場合) のめやす (1日)

要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
761円	765円	801円	824円	841円	859円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に、食費、管理費、光熱水費等の実費もかかります。

◆(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心としながら、短期間の「泊り」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行います。

自己負担 (1割の場合) のめやす (1か月)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3,450円	6,972円	10,458円	15,370円	22,359円	24,677円	27,209円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に、食費、宿泊に要する費用、おむつ代等の実費もかかります。

◆看護小規模多機能型居宅介護

看護と介護を一体的に提供するサービスです。「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」を組み合わせたサービスで、「通い」「泊り」「訪問介護」「訪問看護」サービスを提供します。

自己負担 (1割の場合) のめやす (1か月)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
12,447円	17,415円	24,481円	27,766円	31,408円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に、食費、宿泊に要する費用、おむつ代等の実費もかかります。

◆地域密着型通所介護（デイサービス）

利用定員18人以下の通所介護事業所で、食事や入浴、体操など生活機能の維持向上のためのサービスなどが受けられます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

所要時間6時間以上7時間未満の場合

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
678円	801円	925円	1,049円	1,172円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に食費等の実費もかかります。

◆（介護予防）認知症対応型通所介護

認知症（急性期を除く）の方が、食事や入浴、生活機能の維持向上のためのサービスを受けられます。

自己負担（1割の場合）のめやす（1日）

共用型の場合

所要時間6時間以上7時間未満の場合

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
424円	447円	457円	472円	489円	506円	522円

※加算等により、実際に支払う金額は変わります。

※これとは別に食費等の実費もかかります。

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回訪問、または、随時連絡を受け利用者の居宅を介護職員が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行います。

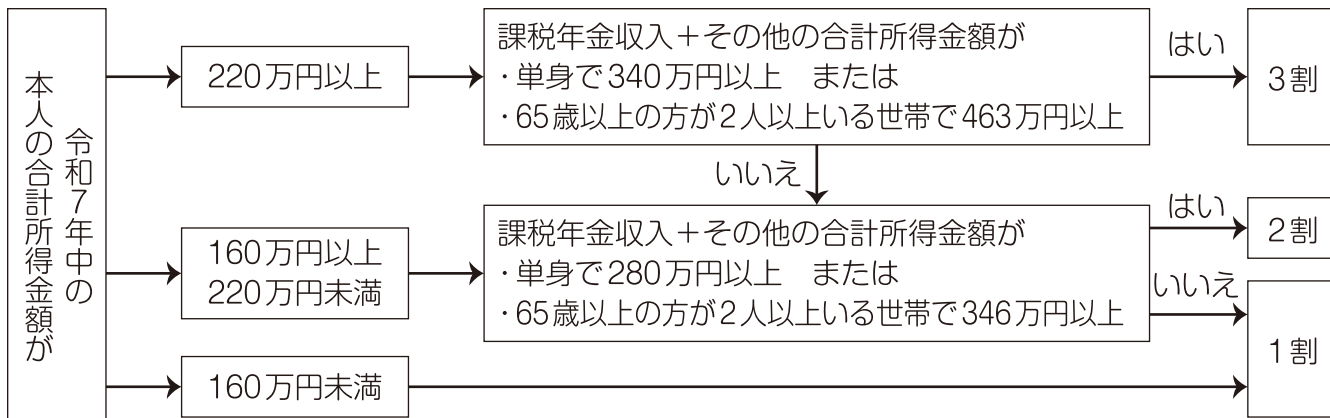
自己負担（1割の場合）のめやす（1か月）

	訪問看護サービスを行わない場合	訪問看護サービスを行う場合
要介護1	5,446円	7,946円
要介護2	9,720円	12,413円
要介護3	16,140円	18,948円
要介護4	20,417円	23,358円
要介護5	24,692円	28,298円

※随時訪問サービスを利用した場合、加算等により実際に支払う金額は変わります。

自己負担の割合

要介護度ごとに利用できる限度額が決められており、限度額の範囲内でサービスを利用した場合は、1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）が自己負担となります。限度額を超えた場合は全額自己負担となります。



※合計所得金額に、給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、合計額から10万円を控除します。

※「その他の合計所得金額」とは、年金以外の収入金額から給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額です。その所得金額からさらに、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額となります。

※40歳から64歳の方は、1割負担です。また、生活保護を受給している方も1割負担です。

居宅介護サービス費等にかかる利用料の減免

次に該当する人は、居宅介護サービス費等にかかる利用料の軽減を受けられる場合があります。

対象となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ◎被保険者またはその属する世帯の生計維持者が、震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合 ◎被保険者の属する世帯の生計維持者が死亡、心身に重大な障害、長期入院により収入が著しく減少した場合 ◎被保険者の属する世帯の生計維持者の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合 ◎被保険者の属する世帯の生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合
対象となる介護サービス等	居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型（介護予防）サービス、施設サービス、（介護予防）住宅改修、通所型サービス、訪問型サービス
減免期間	減免の適用を決定した日が属する月以後、6か月以内
減免の割合	前年所得に応じて、自己負担の割合が下がります（例：1割→0.8割）

※申請に必要なもの……………①申請書、②り災証明書、医師の診断書の写しなど対象となる状況が分かる書類、③本人及び提出者の本人確認書類（運転免許証など顔写真付きの公的な証1点または介護保険証、負担割合証、健康保険証など公的な証2点）

高額介護（介護予防）サービス費の支給

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）して、上限額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。対象となる際は、案内通知を送付します。一度申請を行えば、その後該当した月分も自動的に払い戻しが行われます。

区 分	対 象 者		上 限 額	
			個 人	世 帯
第1段階	生活保護の受給者		15,000円	
第2段階	世帯全員が 市民税	高齢福祉年金受給者 または 公的年金等収入額とその他の合計 所得金額の合計が80.9万円*以下	15,000円	24,600円
第3段階	非課税で	公的年金等収入額とその他の合計 所得金額の合計が80.9万円*を超える	24,600円	
第4段階（一般）	市民税 課税世帯で	世帯全員が課税所得145万円未満	44,400円	
第4段階 （現役並みⅠ）		課税所得145万円以上 380万円未満の人がいる		
第4段階 （現役並みⅡ）		課税所得380万円以上 690万円未満の人がいる	93,000円	
第4段階 （現役並みⅢ）		課税所得690万円以上の人がいる	140,100円	

※令和8年8月以降は、82万6,500円（令和8年8月施行予定）

高額医療・高額介護合算制度

同じ医療保険の世帯内で、医療と介護の両方を合わせた自己負担額が、1年間（8月～翌7月）で決められた限度額を500円以上超えた場合、申請により超えた分が支給されます。ただし、同じ世帯でも、それぞれが異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません。

対 象 者

国民健康保険加入同士など同じ医療保険の世帯内で、医療保険と介護保険の両方で自己負担額があった世帯。対象者には案内通知を送付します。

※医療と介護の自己負担額が、それぞれの限度額を超えているかどうかは問いません。

介護保険施設利用時の居住費・食費の軽減（負担限度額認定）

介護保険施設またはショートステイを利用する際の居住費（滞在費）・食費は、全額自己負担となりますが、下表の第1～第3段階に該当する人は、申請により、利用者負担額が軽減されます。

利用者負担段階	主な対象者	預貯金額等 (夫婦の場合)
第1段階	生活保護受給者	要件なし
	世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。) 全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万円以下 (2,000万円以下)
第2段階	世帯全員が 市民税非課税	年金収入金額+その他の合計所得金額 が80.9万円*以下
第3段階①		年金収入金額+その他の合計所得金額 が80.9万円*超～120万円以下
第3段階②		年金収入金額+その他の合計所得金額 が120万円超
第4段階【非該当】	本人が市民税課税または世帯に課税者がいる者	

※令和8年8月以降は、82万6,500円（令和8年8月施行予定）

- ・年金収入金額＝非課税年金を含む公的年金等収入金額
- ・64歳以下の人の預貯金額等の要件は一律、単身は1000万円以下、夫婦は2,000万円以下

		負担限度額(日額)						第4段階 【非該当】		
		第1段階	第2段階	第3段階①		第3段階②				
				令和8年 7月まで	令和8年 8月から	令和8年 7月まで	令和8年 8月から			
食費	施設サービス	300円	390円	650円 ▶	680円	1,360円 ▶	1,420円	1,545円		
	短期入所サービス		600円	1,000円 ▶	1,030円	1,300円 ▶	1,360円			
住費	多床 居室	0円	430円	430円	430円	430円	▶ 530円	915円		
								特養等	▶ 430円	697円
								老健・医療院等 (室料の徴収無)	▶ 430円	437円
	従来型 個室	380円	480円	880円	880円	880円 ▶	980円	1,231円		
								特養等		
								老健・医療院等		
ユニット型個室的 多床室	550円	550円	1,370円	1,370円 ▶	1,470円	1,728円				
ユニット型個室	880円	880円					2,066円			

申請に必要なもの

- ①申請書
- ②本人及び配偶者の預貯金通帳等
- ③本人及び配偶者の個人番号が分かるもの
- ④申請者の本人確認書類
- ⑤(本人以外が申請する場合) 本人の公的な証1点または委任状
- ⑥(本人以外が申請する場合) 本人及び配偶者のハンコ

介護保険サービス利用料の助成

居宅介護（予防）の利用限度額内で、サービス利用料の一部が申請により払い戻されます。

対象サービス

訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、訪問型サービス、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、通所型サービス、福祉用具貸与、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

申請に必要なもの

申請書、領収書（原本）、振込口座（被保険者本人名義）

申請ができる期間

当該サービスを利用した日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内

対 象 者	当該年4月1日現在、世帯全員が市民税非課税の人
助 成 割 合	50% ただし、助成額は1年度あたり30,000円が限度

※住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などに入所している人は対象となりません。

介護保険の支給限度額超過分の助成

利用限度額を超えて居宅介護サービスを利用した場合、年間20万円分を対象に利用料の9割を助成します。

対象サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

申請に必要なもの

申請書、領収書（原本）、振込口座（被保険者本人名義）、サービス利用票、サービス利用票別表、居宅サービス計画書

対 象 者 (①・②のいずれか)	① 当該年4月1日現在、世帯全員が市民税非課税の要介護3以上の人 ② 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人
---------------------	---

※住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などに入所している人は対象となりません。

医療費控除・障害者控除

医療費控除

介護保険のサービスを利用した場合、次の場合は、医療費控除の対象になります。

居宅サービス

	区 分	居宅サービス等の種類
①	医療費控除の対象となるサービス	☆居宅サービス (介護予防) 訪問看護 (介護予防) 居宅療養管理指導 (介護予防) 訪問リハビリテーション (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 短期入所療養介護 ☆地域密着型サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る) 看護小規模多機能型居宅介護(上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)に限る)
②	①のサービスと併せて利用する場合のみ、医療費控除の対象となるもの	☆居宅サービス 訪問介護(生活援助中心型を除く) 通所介護 (介護予防) 訪問入浴介護 (介護予防) 短期入所生活介護 ☆地域密着型サービス 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る) 看護小規模多機能型居宅介護(上記①の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)に限る) ☆地域支援事業 訪問型サービス(生活援助中心のサービスを除く) 通所型サービス(生活援助中心のサービスを除く)

施設サービス

	施 設 名	医療費控除の対象となるもの	医療費控除の対象とならないもの
③	指定介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設	自己負担額(施設サービス費、食費及び居住費)の1/2	日常生活費、特別なサービス費用
④	介護老人保健施設		
⑤	指定介護療養型医療施設	自己負担額(施設サービス費、食費及び居住費)全額	
⑥	介護医療院		

領収証には「医療費控除の対象となる金額」が明記されていることが必要です。詳しくは、松任税務署(☎276-2345)までお問い合わせください。

おむつ代の医療費控除

6か月以上寝たきりの人で、おむつの使用について医師が必要と認めた場合、おむつに係る費用の医療費控除を受けることができます。

確定申告や住民税申告の際に、医療費控除の明細書とあわせて、「おむつ使用証明書」または「おむつ使用の確認書」を添付してください。

おむつ使用証明書

傷病等のためにおおむね6か月以上寝たきりであり、医師の治療のもとにおむつを使う必要があると認められるとき、**医師が発行する証明書**です。

- ・必要な費用：医療機関指定の診察料、文書料（詳しくは医療機関へ）

おむつ使用の確認書

傷病等のためにおおむね6か月以上寝たきりであり、医師の治療のもとにおむつを使う必要があると認められるとき、**市が発行する証明書**です。**要介護認定を受けており、要件を全て満たしている場合に限り、発行ができます。**

【要件】要介護認定に使用した主治医意見書において下記を満たすこと

- ・障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がB1、B2、C1、もしくはC2
- ・「失禁の対応」としてカテーテルを使用していること、または尿失禁が「現在あるかまたは今後発生の可能性が高い状態」であること

障害者控除

障害者手帳の交付を受けていない人も、下記対象者に該当する場合は申請により障害者控除を受けることができます。申請後、申請者へ『障害者控除対象者認定書』を送付します。

対象者（下記の要件をすべて満たしている人）

- ・65歳以上で要介護（支援）認定者であること
- ・要介護（支援）認定に使用した「主治医意見書」において「障害高齢者または認知症高齢者の日常生活自立度」に一定基準以上の記載があること

申請に必要なもの

- ・申請書
- ・申請者の身分証明書

※要介護認定を受けている人でも障害者控除の対象にならない場合があります。また、本人及び扶養親族の所得税や住民税が非課税の場合は申請する必要はありません。

※要介護認定の「主治医意見書」の記載が一定基準未満であっても、法に基づく指定医が記載した『野々市市障害者控除対象者認定に係る意見書』で認定を受けることができる場合があります。詳しくは、野々市市介護長寿課（☎227-6066）までお問い合わせください。

認定を受けたら

要支援 1・2 → 地域包括支援センター、介護予防支援事業所
が介護予防ケアプランの作成を行います。

要介護 1～5 → 居宅介護支援事業所 がケアプランの作成を行います。

野々市市内の居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）

令和8年4月1日時点で、指定のある事業所です。ただし、休止している事業所は記載していません。

有料老人ホーム 等併設	事業所	住所	電話
	医療法人社団白銀会 居宅介護支援事業所金沢南ケアセンター	蓮花寺町1番地1	076-294-3737
	居宅介護支援事業所 四季	矢作一丁目120番地 サニーデイズ107号室	076-229-7003
	居宅介護支援 そよ風	押野四丁目76番地	076-218-7766
	居宅介護支援事業所 ちきそら	位川226番地	076-209-6906
○	居宅介護支援事業所 ニルヴァーナ	住吉町26番46号	076-248-2230
	ケアマネ かんじん	新庄二丁目45番地	076-248-7770
	富樫苑居宅介護支援事業所	中林四丁目62番地	076-248-8474
	野々市市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	矢作三丁目18番地 クレアビル2階	076-246-5570
	野々市訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所	野代二丁目145番地2	076-248-8707
	悠輝会 居宅介護支援事業所きらめき	郷二丁目220番地	076-248-0086

※住宅型有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅に併設している事業所については、施設入居者のみ利用対象としている場合があります。

小規模多機能型居宅介護（P34）を利用する場合

野々市市内の小規模多機能型居宅介護の事業所

事業所	住所	電話
小規模多機能ホーム ひなの家押野	押野一丁目31番地	076-287-5810
みのり	新庄三丁目140番地	076-248-7111

看護小規模多機能型居宅介護（P34）を利用する場合

野々市市内の看護小規模多機能型居宅介護の事業所

事業所	住所	電話
かんたきホーム あわだ	粟田一丁目126番地	076-225-6512